

事件番号 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面(81)

(主張のまとめ 放射性廃棄物の最終処分, その他)

2022(令和4)年1月20日

名古屋地方裁判所民事9部A2係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 はじめに

本準備書面は, その他の論点(加振試験・減衰乗数, 使用済み燃料, 及び, 放射性廃棄物の最終処分に関する主張)に係る, 従前の原告らの主張をまとめることを目的とするものである。

第2 加振試験・減衰乗数に関する主張

(訴状第11章第3(炉内構造物の耐震安全性が確保されていないこと), 準備書面(6), 準備書面(49))

1 工事計画認可処分について

(1) 合理的な理由なく規格外の数値を採用していること(減衰定数の恣意的な運用)(準備書面(6)第4・3, 準備書面(49)第2)

本件工事計画認可処分は, 機器・配管系である(本件原発の1次冷却設備を構成する)蒸気発生器の減衰定数を1%に設定すべきであるところを3%に設定したことについて(1%と比べてより緩やかな基準となる), 工認ガイドの基

準に明確に違反していることから、本件工事計画認可処分の判断過程には、単なる過誤・欠落を超えて安全上看過し難い過誤・欠落がある（準書（49）第2・1項）（工事計画認可処分における「その安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない」という要件（技術基準規則第5条2項，炉規法43条の3の9第3項2号）を満たさない。）。

なお、蒸気発生器の減衰常数を1%に設定すべきであったことについては、原子力委員会の本件原発の審査会合において再三にわたり参加人が指摘されていたことであった（準書（6）第4・2項）。

(2) 実機による加振試験は必須であること、美浜3号機を用いた加振試験は不十分な試験であったこと（準備書面（49）第2・4，同5）

工認ガイドによれば、蒸気発生器の地震応答解析モデルにおける減衰定数を3%とすることは、JEAG4601を参考に設定しているとはいえない。したがって、減衰定数3%を採用するにあたっては、工認ガイドの「1.3⑩」に基づき、既往の研究等において試験、解析等により妥当性を確認しなければならない。

そして、地震応答解析モデルにおける減衰定数は、地震応答解析結果の応答値に大きく影響し、耐震健全性を判断するにあたって、極めて重要な数値となる。耐震問題において重要な数値であることは、規制委員会による新規制基準適合性に係る審査会合において何度もやりとりがされていた。

規制委員会は、本件原発の蒸気発生器等一次冷却ループの減衰定数について3%の適用性を確認するため、実機による加振試験での確認が必要であるとし、参加人は打撃試験も行うと説明していた（準書（6）第4・2（5））。それにもかかわらず、本件原発実機による加振試験と打撃試験を行わないまま、減衰定数3%を前提とした耐震安全評価により工事計画認可を行った（準書（6）18頁3（1）参照，準書（49）第2・4）。

また、本件工事計画認可の審査段階においては、参加人は高浜原発1，2号

機を用いた加振試験（実機による加振試験）は実施していないが、美浜原発3号機の蒸気発生器の加振試験は一応は実施している。しかし、それは試験としては不十分なものであり、同試験をもって、減衰定数の妥当性が確認できたとは到底いえるものではない（準書（49）第2・5）。

（原告準備書面（6）に対する被告の反論が被告第16準備書面であり、同書面に対する再反論が、原告準備書面（49）である。）

2 運転期間延長認可について

上記のとおり、工事計画認可処分は違法となることから、工事計画認可の確定を前提とする運転期間延長認可は、審査基準を満たしておらず、運転期間延長認可も違法となる（準書（6）第1，第5）。

第3 使用済み燃料ないし使用済み燃料プールの危険性に関する主張

（訴状第14章）

1 使用済み燃料ないし使用済み燃料プールの危険性

使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発生し続けているので、水と電気での冷却を継続しなければならないところ、その危険性は極めて高い。その危険性は、福島第一原発事故において現実化した。同事故においては、4号機の使用済み核燃料プール（貯蔵施設）に納められていた使用済み核燃料の冷却機能が喪失し、この危険性ゆえに近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が想定した避難計画が検討され（いわゆる「最悪シナリオ」甲F10。訴状第14章第1），それは「東日本壊滅」をイメージさせるほどの甚大な被害をもたらす危険性を有するものであった（訴状第4章第1・3項）。

福島第一原発事故における4号機の使用済み燃料の冷却機能の喪失は、使用済み燃料プールの冷却機能が、原子炉ないし炉心を冷却する設備（機器・配管系、炉心から崩壊熱を除去するための施設等）と同等に重大事故を引き起こす

危険性を有していることを明らかにした。

2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられていないこと

(1) 使用済み核燃料が堅固な施設によって囲い込まれていないこと

使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められる必要がある。しかし、実際には、建屋という極めて脆弱な「壁」によってしか囲われていない（訴状第14章第2・1項）。

(2) 稠密化された使用済み核燃料プールの危険性

本件原発の使用済み核燃料プールは、使用済み燃料を高稠密化ラックに詰め込むという稠密化が行われている。これにより、貯蔵容量は大幅に増えるが、詰め込む使用済み燃料の量が増えると、熱負荷の負担が大きくなり、それぞれの燃料集合体の冷却が難しくなり危険性が増加する。使用済み燃料の加熱によるジルコニウム火災のリスクを軽減するための方法としては、原子炉から取り出したホットな使用済み核燃料を市松模様にして使用済み核燃料ラックに配置する運用方法があるが、新規制基準では、当該運用は要求されていない（訴状第14章第2・4項）。

(3) 重量物の落下による危険性

本件原発の使用済み核燃料プールにおいては、地震時にクレーン本体、移送中のキャスク等の重量物が落下し、使用済み核燃料プール又は使用済み核燃料が破損する危険性がある（訴状第14章第2・5項）。

3 違法性

以下の違法性の主張は、設置許可基準規則4条3項、同規則16条2項2号に関するものである。

(1) 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであること（訴状第14章第2・2項）

使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスはBクラスであるところ(乙B1・185頁, 設置許可基準規則4条(乙B3, 設計基準対処施設(同規則2条2項7号)), 同条の解釈別記2(乙B5・122頁~)), Bクラスの場合は設置許可基準規則4条2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては, Sクラスと比べて静的地震力は2分の1の係数を乗じることでよいとされている(Sクラスは3.0, Bクラスは1.5とされている。なおCクラスは1.0。同規則の解釈別記2(乙B5・124~125頁))。

そのため, 地震が基準地震動を超えるものであればもちろん, 超えるものでなくても, 使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的危険性があり, 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスをBクラスとしている新規制基準は, 緩やかにすぎ, 不合理である。

福島第一原発事故によって明らかとなった使用済み核燃料の危険性からすれば, 使用済み燃料プールは冷却設備と一体として機能しなければ意味がないということであり, 冷却設備も使用済み燃料プールと同様に基本設計の安全性に関わる重要な施設として安全性審査の対象とされなければならない。深刻な災害が万が一にも起らないために十分な安全性が確保されていなければならない。

したがって, 使用済み核燃料プールの冷却設備をSクラスとして審査していないことは, 設置許可基準規則4条3項(地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであること)に違反するとともに, 同規則16条2項2号ロ(使用済み燃料の貯蔵施設は, 貯蔵された使用済み燃料が崩壊熱により溶融しないものであることを要求している)に違反し, 本件原発の新規制基準に係る適合性審査には, 過誤, 欠落がある。

(2) 使用済み核燃料プールの計測装置の耐震クラスがCクラスであること(訴状第14章第2・3項)

事故時の事態の把握は適切な事故対策の前提であり極めて重要であること

から、使用済み核燃料プールの計測装置には耐震クラスはSクラスであることが必要である。しかし、使用済み核燃料プールの計測装置の耐震クラスはCクラスとされており（乙B1・185頁，設置許可基準規則4条（乙B3，設計基準対処施設（同規則2条2項7号）），同条の解釈別記2（乙B5・122頁～）），Cクラスの場合は設置許可基準規則4条2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては，Sクラスと比べて静的地震力は3分の1の係数を乗じることでよいとされている（Sクラスは3.0，Cクラスは1.0。同規則の解釈別記2（乙B5・124～125頁））。

そのため，地震が基準地震動を超えるものであればもちろん，超えるものでなくても，使用済み核燃料プールの計測装置が損壊する具体的危険性があり，使用済み核燃料プールの計測装置の耐震クラスをCクラスとしている新規制基準は，緩やかにすぎ，不合理である。

水位計や温度計の計測装置が脆弱で破損する可能性があるということは，使用済み核燃料プールの水位が低下し温度が上昇した場合に，正確な状況の把握が困難になることを意味する。

福島第一原発事故での水位計の誤表示やスリーマイル島原発事故の水位の誤認，国会事故調の指摘を踏まえれば，使用済み核燃料プールの計測装置はSクラスであることが必要である。

したがって，使用済み核燃料プールの計測装置をSクラスとして審査していないことは，設置許可基準規則4条3項（地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであること）に違反するとともに，同規則16条2項2号ハ（使用済み燃料の貯蔵施設は，使用済み燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする）に違反し，本件各原発の新規制基準に係る適合性審査には，過誤，欠落がある。

3 使用済み燃料の貯蔵施設の審査に関する違法性

(1) 設置許可基準規則16条2項1号ロ

使用済み燃料の貯蔵施設の審査に関しては、設置許可基準規則16条がある。同条は、2項1号口において、「燃料体等（注：燃料体又は使用済み燃料のこと）の貯蔵施設は」「燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するもの」であることが要求されている。なお、「発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量」は、設置許可の申請書の記載事項である（炉規法43条の3の5第2項7号）。

（2）基準が不合理であること

この設置許可基準規則16条2項1号口の審査においては、後掲の①～⑥（⑤を除く）が実現されない状況を想定した審査が行われていない。

同規則16条2項1号口の解釈では、『燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する』とは、発電用原子炉に全て燃料が装荷されている状態で使用済み燃料及び貯蔵されている取替燃料に加えて、1炉心分以上貯蔵することができる容量を確保すること。」とされている（乙B5・35頁）。

この解釈の具体的基準は、設置変更許可がされた当時（高浜原発1，2号機は申請が2015年3月，許可は2016年4月にされた。美浜原発は，許可は2016年10月にされた。），既に使用済み燃料プールの保管割合が，高浜原発は90%，美浜原発は72%に達しており（2015年9月末時点。

（準備書面（27）Ⅱ第5・表参照）高浜原発は6～7年程度，美浜原発では残り9年程度で貯蔵プールが一杯になる計算であったことからすれば，これまでの40年の運転に加え，さらに今後20年の運転期間延長を前提にするには，容量不足となることは明らかであり，当該基準は不合理である。使用済み燃料の危険性からすれば，使用済み燃料プールの保管容量が不十分であることは看過し難い問題である。

第4 最終処分問題（放射性廃棄物の審査の不存在）に関する主張

（訴状第9章第4・5項，準備書面（27））

1 はじめに

原発の運転から発生する高レベル放射性廃棄物（使用済み燃料を含む）の処分については，現在では，10万年もの長期にわたり人間環境から隔離する必要があるとの認識が世界的な考え方であり，我が国でもそのような考えに立っている。

本件原発の運転により不可避免的に発生する放射性廃棄物（使用済み核燃料，以下，特に断りのない限り，使用済み核燃料のこと指す。）の処分方法については，いわゆる新規制基準においても審査基準がなく，設置変更許可及び運転期間延長認可の審査においては審査対象とされていない。なお，現在の我が国の方針では，使用済み核燃料を全て再処理した上で，再度燃料として使用するという政策がとられているため，法令上は使用済み核燃料は廃棄物とは扱われていないが，再処理制度の中核を担う高速増殖炉「もんじゅ」が廃炉となり，六ヶ所再処理工場も巨額の国費が投じられながらも20年以上稼働できないでいるなど核燃料サイクルが破綻している現実からすれば（1997年完成予定であった。準備書面（27）Ⅱ第2・3），使用済み核燃料を放射性廃棄物から除外することは相当でない。

これに対して，被告は，「原子炉等規制法は，いわゆる段階的安全規制を採用しており，設置変更許可申請の段階では，原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが審査されるものである。そして，使用済み燃料の処分の方法は，原子炉の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項ではなく，原子炉設置変更許可処分の審査の対象に含まれないから，本件設置変更許可処分の適法性に何ら影響し得ないものである。」と反論する。

また，原告らが引用する原子炉等規制法43条の3の5第2項8号において，使用済み燃料の処分の方法について設置許可申請書に記載されることが要求され

ているのは同法43条の3の6第1項1号が規定する「発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件の判断資料とするためであって、当該事項を、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項にあたって考慮する趣旨ではない。」と主張する（被告の第10準備書面51～54頁）。

しかし、以下に述べるとおり、本件原発から発生する放射性廃棄物の処分方法については、形式的（法令解釈）にも実質的（使用済み燃料による具体的危険の存在）にも、原子炉等規制法等が原子力規制委員会に審査に関する規則の制定を求めていると解され、規則すら制定せず、審査を行わなかったことに関して、法の委任の趣旨を逸脱濫用した違法がある。

2 放射性廃棄物の処分方法に関する規則等の制定を義務付ける根拠

（1）憲法及び関連法令の解釈

以下の各法令等の解釈からすれば、法は、現在はもとより将来の国民の生命、健康及び財産の保護のみならず、生態系全体への長期的な影響をも考えて、本件原発から発生する放射性廃棄物の処分方法に関する必要な規制を行うことを規制委員会に要請しているとみるべきである。

ア 原子炉等規制法の定め

原子炉等規制法は、環境の保全等に資するため、43条の3の5第2項第8号で「使用済み燃料の処分の方法」を設置許可申請書に記載することを要求している（下線は引用者による。以下同じ。）。また、同法43条の3の6第1項第4号では「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物…による災害の防止上支障がないもの」として原子力規制委員会規則で定める基準に適合することを要求している。使用済み燃料は、「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物」に該当するというべきである。

イ 環境基本法、憲法上の解釈

福島第一原発事故後の法改正により環境基本法が放射性物質による環境汚染に適用されるようになったこと、環境基本法4条は環境の保全につき、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない」と規定している（訴状第9章第4・5項）。

憲法11条は将来世代の国民の基本的人権をも保障しているところ、国家権力が原子力発電所の稼働という一時的な経済的便益のために、これによる廃棄物の負担や危険をほとんど未来永劫将来世代に対し押しつけるのは、憲法11条、13条及び25条にも違反するというべきである（訴状第9章第4・5項）。

ウ 原子力規制委員会設置法の解釈

関連する法律である原子力規制委員会設置法の目的及び任務に関する規定からすれば、防災上の危険や平和利用の原則そして環境の保全への危惧への対応措置を取ることは、原子力規制委員会の職務権限に属する事項であることに疑いはないことである（準備書面（27）第2・3（4））。

（2）使用済み燃料が災害を引き起こす具体的危険性があること

使用済み核燃料は極めて強い放射能を有し、福島第一原発事故においても、4号機の使用済み燃料プール内の使用済み核燃料により、東日本壊滅をイメージさせるほどの甚大な被害を生じさせる危険性を有するものである（準備書面（27）Ⅱ第4）。

そのような危険な使用済み燃料が、本件原発の使用済み燃料プールの保管容量を超えてしまい、本件原発から搬出することもできなくなるような場合、本件原発において、安全に使用済み燃料を管理することができなくなり、行き場を失った使用済み燃料により、本件原発の安全性を確保することができなくなり、本件原発の労働者や周辺住民、周辺環境に対し、被害をもたらす

ことになる。このような事態は当然ながら避けなければならず、このような被害や災害を防止することが、炉規法43条の3の5第2項第8号や同法43条の3の6第1項第4号（上記2（1）ア）の趣旨であることは明らかである。

これまでは、使用済み燃料の取扱いは、次の①～⑥のように考えられてきた。

- ①再処理を行い、
- ②高速増殖炉で核燃料として再利用する、
- ③その後最終処分をする（「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」以下「最終処分法」という。同法で地下300mより深いところに処分するとされている。いわゆる地層処分。）、
- ④①のために六ヶ所再処理工場に移動させる（本件原発の敷地外へ移動）、
- ⑤④のように移動できなくても、移動させるまでの間、本件原発で保管ないし貯蔵する、
- ⑥④・⑤の手段がとれない場合は本件原発敷地外の中環貯蔵施設に移動させて、保管する。

これまでは、①～⑥の対応が確保されていることから、当該原発における使用済み燃料による災害の危険性が回避されると考えられてきた。

しかし、核燃料サイクルの破綻や、最終処分場の選定及び建設の行き詰まり（準備書面（27）Ⅱ第3・3）、福井県外での中間貯蔵施設の候補地が見つからないこと（準備書面（27）Ⅱ第6、甲G1073）は、①②③④⑥の実現不可を意味する。そうすると現実的な選択肢は⑤のみとなるが、本件原発の使用済み燃料プールの残りの保管容量（貯蔵割合）は、2015年9月末時点で、既に高浜原発では90%、美浜原発では72%に達している（（準

備書面（27）Ⅱ第5・表参照）。これは、高浜原発は6～7年程度、美浜原発では残り9年程度で貯蔵プールが一杯になる計算であり、原発稼働再開における重大な問題となっており、福井県知事が中間貯蔵施設を県外に建てるように参加人に要請していた理由でもある（しかしその用途は立っていない）。この使用済み燃料プールの貯蔵割合が高い状態にあることは、上記⑤についても運転期間が延長された20年の期間内に保管容量の上限に達することが現実的な切迫した問題であることを意味する。

上記①～⑥が実現できず、本件原発の使用済み燃料プールの保管容量を超える使用済み燃料が発生するような運転を許容するということは、安全に使用済み燃料を保管することができなくなり、行き場を失った使用済み燃料により本件原発の安全性を確保できない事態に至ることを意味する。

福井県に立地する高浜原発1，2号機，美浜原発3号機の再稼働については、福井県が求める県外での使用済み燃料の中間貯蔵の候補地が見つからないことが大きな問題となっている。近時の状況は次のとおりである（下線は引用者による。枠囲みの引用はいずれも甲G1073の2021年8月27日毎日新聞記事。同様の報道や論調は他紙も同様。）。

「使用済み核燃料の中間貯蔵の候補地を提示できないまま、関西電力は・・・（途中略）・・・美浜原発3号機を再稼働した・・・（途中略）・・・（使用済み核燃料は）保管が一時的であれ最終的であれ、見通しなく原発がなし崩し的に稼働する状況は看過できない」

「関電は福井県の意向を受け、中環貯蔵の県外候補地を2020年ごろに示すと約束してきた。しかし、関西などで見つからず、青森県むつ市の他社施設を共同利用する案もむつ市から拒否された。」

「関電は今年2月（注：2021年2月のこと）『23年末までに計画地を確定する。できなければ、確定まで美浜3号機と高浜1，2号機を運転しな

い』と約束。」

「この構想（注：核燃料サイクル）は崩壊している。その象徴は、プルトニウム燃料の再利用を繰り返す主役と期待された高速増殖炉の原型炉もんじゅだ。・・・（途中略）・・・もんじゅはナトリウム漏れ火災事故などトラブルが続き、16年に廃炉が決定した。」

「通常原発でプルトニウム燃料を燃やす『プルサーマル』は行われているが、小規模にとどまる。このため核兵器への転用が懸念されるプルトニウムを日本は20年末時点で国内外に46トン以上保有し、国際的な目は厳しい」

「核燃料サイクルの行き詰まりは自明で、使用済み核燃料を資源ではなく核のごみと受け止め・・・（途中略）・・・再処理を経ない直接処分の道を開くのが現実的だ。」

上記記事は一般市民の認識を反映しているといえる。福井県知事が使用済み核燃料の県外での中間貯蔵を求めているのは、再稼働をすれば使用済み燃料プールに保管できない使用済み核燃料がすぐに発生してしまうことが明らかであり、その危険性を熟知しているからであるといえ、県民の生命財産、暮らしを守る立場として、このような強い姿勢で臨んでいることは容易に推察できる。「保管が一時的であれ最終的であれ、見通しなく原発がなし崩し的に稼働する状況は看過できない」というのは、ごく常識的な市民感覚である。

使用済み核燃料の処分について設置変更許可や運転期間延長認可等の一連の審査の中で、規制委員会の審査がされていないということは、安全規制を独立の立場で行うという法の建前からしても、あまりに無責任かつ杜撰というべきである。

原発の運転により発生する使用済み燃料が、当該原発内での保管容量を超えるということは、行き場のない使用済み燃料を発生させることにより、災

害の危険性を増加させるということに他ならず、それを回避する手段としては、原発の運転を停止するしかないということ、今般の福島県と関西電料のやりとりは明らかにしている。この問題は一県知事と原発事業者の問題であるとか、政治的あるいは政策的な問題であると片づけることはできない。なぜなら、使用済み燃料ないし使用済み燃料プールの危険性からすれば、行き場のない使用済み燃料が発生しないかどうかは、本来は規制委員会が、一連の審査の中で災害の防止上の観点から判断すべきことなのである。ところが、審査がされていないために、審査に適合したにもかかわらず福井県知事と関電との話し合い（ないし駆け引き）で運転を停止しなければならないような状況になっているのである。明らかに不合理な状況を生み出してしまっている。

(3) 規則及び具体的審査基準の策定が義務付けられていること

使用済み燃料の処分方法及び使用済み燃料の審査に際しては、何の基準もなくフリーハンドで審査することを許容しているものではなく他の審査と同様、炉規法は、原子力規制委員会に対し、炉規法の趣旨を踏まえて、適切な審査に必要な規則や具体的な審査基準の策定も求めているというべきである。そして、規則等の制定を義務付ける形式的及び実質的な根拠は、上記(1)及び(2)のとおりである。それにもかかわらず規則等の策定を怠った原子力規制委員会には、権限の逸脱濫用がある。

3 設置変更許可において審査が求められていること

(1) 炉規法の規定

原発の運転に伴う、上記のような行き場のない使用済み燃料の発生する事態を法が許容しているはずもなく、炉規法は、「使用済み燃料の処分の方法」の記載や「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物…による災害の防止上支障がない」ものであることを要求している。これらに関しては設置変更許可の審査において、具体的な審査を求めているというべきである。

伊方最判の第一審である松山地裁判決では、「使用済み燃料の最終処分については、本件許可処分に当たり審査がなされるべきであると解するのを相当とする。」と判示している（準備書面（27）Ⅲ第2・2）。常識的な判断をもってすれば、このような松山地裁の判示となるはずである。

設置変更許可の審査においては、単に「平和の目的以外に利用されるおそれがないとき」だけでは、具体的な危険性を有する使用済み燃料に起因する災害を防止することはできるはずもない。その安全性（災害の防止上支障がないこと）についても具体的な審査が求められているというべきである。

（2）伊方最判当時とは使用済み燃料をめぐる状況が大きく異なること

再処理事業や核燃料サイクルが破綻して状況は、伊方最判がされた当時とは大きく状況が異なるものであり、伊方最判と同様の判断をすることができないことは明らかである（準備書面（27）Ⅱ）。使用済み燃料の処分についての審査は、使用済み燃料の危険性や行き場のない使用済み燃料の発生が現実化している状況からすれば、まさに原子炉の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項であるというべきである。

（3）多段階規制であることは審査をしない理由とはならないこと

被告の主張する多段階規制論については、使用済み燃料の最終処分乃至高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する安全審査は基本設計の安全性に関わる重要な事項というべきであり採用し得ず、原子炉設置乃至変更許可処分の段階で審査すべき事項というべきである（準備書面（27）Ⅲ第2・3）。

4 運転期間延長認可において審査が求められていること

（1）設置変更許可審査の後続規制であること

被告の主張するように、仮に使用済み燃料の処分に関する審査が、多段階規制等を理由に、設置変更許可での審査事項ではないとするのであれば、後続の規制のどこかで審査がされなければ、使用済み燃料の処分について全く

審査をしなくてよいということになり不当である。多段階の規制であるが故に審査項目から漏れてしまうということがあってはならない。設置変更許可の審査段階で行わないというのであれば、後続規制である、運転期間延長認可の審査において審査がされるべきである（準備書面（27）Ⅲ第2・2）。しかしながら、運転期間延長認可において審査をするための規則や審査基準はない。

（2）延長する期間において新たに発生する使用済み燃料の審査が不可欠であること

運転期間延長においては、申請の時点（40年の運転期間の終了時点）で当該原発には、使用済み燃料プールにどれだけの使用済み燃料が貯蔵されているか、今後どれくらいの割合で発生するか、当該原発の敷地外への使用済み燃料の移動見込みがあるかどうか、敷地内から移動が出来なかった場合、いつ頃使用済み燃料プールが保管容量に達するかなるなどについて、事業者側は当然把握しているはずである。

そうであれば、これらについて聴取することは容易であり災害の防止上支障がないかどうか審査を行うことは十分可能であり、行き場のない使用済み燃料を当該原発敷地内に発生させることの危険性に比べれば、はるかに合理的といえる。そして、炉規法は、このような事前の審査により災害の防止を図ることを求めているというべきである。

このような理由からして、運転期間延長認可の審査においても、規制委員会に対し、運転延長に伴い発生することが見込まれる使用済み燃料の処分方法について審査を義務づけることが相当であり、審査をしなかった本件運転期間延長認可処分には、災害の防止上支障がないかどうかについて審査事項としている炉規法の趣旨に反した権限逸脱濫用の違法がある。

以 上